平成30年度自己点検表

【 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護 】

(指定介護老人福祉施設(広域型)に併設の事業所は除く)

□単独型	□併設型(」	地域密着型特養 ・ 老健 ・ 医療機関 ・ その他)
記入	年 月 日	平 成 年 月 日
施	設 名	
指定指定	サ ー ビ ス 有 効 期 限	指定短期入所生活介護 (指定有効期限:平成 年 月 日) 指定介護予防短期入所生活介護 (指定有効期限:平成 年 月 日)
介護保障	食事業所番号	3 5
記	入 者	(職名) (氏名)
連絡先	電話番号	

<自己点検に当たっての留意事項>

- (1) 記入される時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に〇印をしてください。なお、該当するものがなければ「非該当」の部分に〇印をしてください。
- (2) 点検事項について、全てが満たされていない場合(一部は満たしているが、一部は満たしていないよう場合)は、「いいえ」に○印をしてください。
- (3) 該当のない項目については、チェック不要です。
- (4) 県の実地指導の際、施設の方に当「自己点検表」により介護保険事業の実施状況を、確認させていただきます。
- (5) 点検事項ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。
- ◎ 提出期限 ・・・ 平成30年7月31日(火)必着
- ◎ 提出先等 ・・・ 県長寿社会課に1部提出すること
- ◎ その他 ・・・ 可能な限り、両面コピー(長辺とじ)により提出すること

(注)根拠法令の表記については、以下のとおり略しています。

法 → 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)

施行令 → 介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号)

施行規則 → 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)

居基 → 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)

予基 → 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省会第35号)

地基 → 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)

居解 → 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)

地解 → 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号・ 老振発第0331004号・老老発第0331017号)

居費 → 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)

施留 → 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企第40号)

予費 → 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)

予留 → 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発 第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)

虐待防止法 → 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年11月9日法律第124号)

国指針 → 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年9月7日厚生労働省告示第419号)

国基準 → 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に関する基準等(平成12年3月30日厚生労働省告示第123号)

平12告29 → 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第29号)

条例35 → 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年7月10日山口県条例第35号)

条例36 → 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準等を定める条例(平成24年7月10日山口県条例第36号)

規則82 → 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成24年9月28日山口県規則第82号)

規則83 → 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成24年9月28日山口県規則第83号)

第1 人員基準

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1 管理者	・常勤専従の者が配置されているか。 ※ 当該事業所の管理上支障がない場合は、他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に兼務可能 氏名: * 兼務の有無: (有・無) 有の場合□ 当該事業所の他の職務 () □ 同一敷地内の他の事業所、施設等の職務 ()	はいいえ	条例35第55条【準用第6条】 条例36第49条【準用第16条の2】
	・当該事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に 行っているか。 ・従業者に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	はいいいえ	規則82第121条【準用第36条】 規則83第112条【準用第37条】
2 医師	・1人以上配置しているか。	はい・いいえ	条例35第50条第1項 条例36第44条第1項 地解第三の七の2(7)①
3 生活相談員	・入所者の数が100又はその端数を増すごとに、1人以上勤務しているか。 ・常勤換算方法で、利用者の数の合計が100人又はその端数を増すごとに1人以上配置しているか。 ※ 例えば特定施設に併設されている場合で、特定施設の利用者110人、短期入所の利用者20人である場合、110+20=130人について計算するため、合計で2人の配置で可。 * 氏名: □ 社会福祉主事任用資格を有する者 □ 同等以上の能力を有する者		居解第三の八の1(1)②二、(2)
	 ※ 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設されている場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員により、当該事業所の利用者の処遇等が適切に行われる場合に限り、置かないことができる。(基準緩和) ・生活相談員のうち1人は常勤の者となっているか。 ※ 利用定員が20人未満である併設事業所にあってはこの限りではない ・社会福祉主事の資格を有する者又は利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者となっているか。 	はいいいえはいいいえ	地解第三の七の2(7)①
4 介護職員又は看護 師若しくは准看護師 (以下「看護職員」と いう。)	・介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者と利用者の数の合計が3又はその端数を増すごとに1人以上配置しているか。 従来型 基準必要数 常勤換算数 介護職員 人 人 看護職員 人 人 看護職員 人 人	はいいいえ	条例35第50条第1項 条例36第44条第1項 居解第三の八の3(6)⑥、第四の一 看護職員

I	人	はい・いいえ	】 氏名: 専従・兼務
	・介護職員又は看護職員のそれぞれのうち1人は常勤の者となっているか。 ※ 利用定員が20人未満である併設事業所にあってはこの限りではない	・20人未満	氏名: 専従・兼務
	・常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させているか。また、夜間を含めて	はい・いいえ	氏名: 専従・兼務
	適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めているか。		氏名: 専従・兼務
(ユニット型の場合)	・昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置しているか。	はいいいえ	規則82第122条第2項 規則83第113条第2項
	・夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置しているか。	はいいいえ	居解第三の八の4(10)、第四の一
	ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置しているか。	はい・いいえ	研修受講済ユニットリーダー
	 ユニットリーダーのうち、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者を2名以上配置しているか。 ※ ただし、2ユニット以下の事業所の場合、1名でも可 ※ ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。 	はい・いいえ	氏名: 氏名: 氏名: 氏名: 氏名: 氏名:
	・入居者との「馴染みの関係」を重視したサービスを提供するため、介護職員は各 ユニットの専属とするよう配慮しているか。	はい・いいえ	
5 栄養士	・1人以上勤務しているか。 ※ 入所定員が40人を超えない事業所においては、隣接の他の社会福祉施設等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合は、置かないことができる。 * 氏名: □ 管理栄養士 □ 栄養士	· ·	条例35第50条第1項 条例36第44条第1項 居解第三の八の1(4)、第四の一
	※ 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設されている場合は、当該指定地域 密着型介護老人福祉施設の栄養士により、当該事業所の利用者の処遇等が 適切に行われる場合に限り、置かないことができる。(基準緩和)		地解第三の七の2(7)①
6機能訓練指導員	・1人以上勤務しているか。 ※機能訓練指導員とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)ただし、入居者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、生活相談員又は介護職員が兼務して行うことも可。 *氏名:		条例35第50条第1項、第3項 条例36第44条第1項、第3項

	□ 柔道整復師 □ あん摩マッサージ指圧師 □ はり師 □ きゅう師 ※ 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設されている場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の機能訓練指導員により、当該事業所の利用者の処遇等が適切に行われる場合に限り、置かないことができる。(基準緩和)		地解第三の七の2(7)①
7 調理員その他の従業者	・事業所の実情に応じた適当数を配置しているか。(調理員、事務員、送迎員など) * 調理業務 : □ 直営 □ 委託	はい・いいえ	条例35第50条第1項 条例36第44条第1項
8 入所者数及び利用 者数の算定	 ・従業者の員数を算定する場合の入所者及び利用者の数は、前年度の平均値としているか。 ただし、新設し、若しくは再開し、又は増床した事業所においては、適正な推定数により算定しているか。 ※ 前年度の平均値 = 前年度(4/1~3/31)の全入所者又は全短期利用者の延数を当該前年度の日数で除して得た数(小数点第2位以下切り上げ) * 利用者数: 人(当該事業所利用者数) * 入所者数: 人(併設本体施設入所者数)※併設型のみ □ 新設又は増床した施設に該当新設又は増床の時点から、 * 6月未満の間・・・全ベッド数の90% * 6月以上1年未満の間・・・直近の6月における全入所者等の延人数 	はいいいえ	条例35第50条第1項 条例36第44条第1項 条例36第44条第1項 居解第二の2(5)、第四の1
	を6月間の日数で除して得た数 * 1年以上経過 ・・・ 直近1年間における全入所者等の延人数を1年間 の日数で除して得た数		

第2 設備基準

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1-1 居室 (ア)従来型多床室	【従来型】※該当のない場合はチェック不要 ・定員は2人以上4人以下となっているか。 ※ 経過措置:H12.4.1に現存する建物については、当分の間適用しない	はい・いいえ	条例35第51条 条例36第45条
(1)従来型個室	・定員は1人となっているか。	はいいいえ	建物の整備年度 年 種別 室数
	・ユニットに属する個室を従来型個室として届け出ていないか。	はいいいえ	
(ウ)共通	・1人当たりの床面積は10.65㎡以上か。 ※ 経過措置:H12.4.1に現存する建物については、当分の間適用しない	はい・いいえ	室 3人部屋 2人部屋
	・入居者の身の回り品を保管することができる設備があるか。	はいいいえ	個 種別 室数 10.65㎡以下

		・日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮しているか。	はい・いいえ	10.65 m²超
1-2	食堂 機能訓練室	・それぞれ必要な広さを有し、その合計した面積が、3㎡×利用定員以上となっているか。 ※ 食事の提供及び機能訓練を行う場合において、食事の提供又は機能訓練に 支障がない広さを確保できるときは、同一の場所とすることができる。 ※ 経過措置:H12.4.1に現存する建物については、当分の間適用しない。	はい・いいえ	条例35第51条第3項 条例36第45条第3項
		・必要な備品を備えているか。	はい・いいえ	現況: 食堂 m²
1-3	浴室	例:食堂用のテーブル、機能訓練器具・要介護者が入浴するのに適したものであるか。	はい・いいえ	機能訓練室 m ² 条例35第51条第3項 条例36第45条第3項
1-4	便所	・要介護者が使用するのに適したものであるか。	はい・いいえ	条例35第51条第3項 条例36第45条第3項
1-5	洗面設備	・要介護者が使用するのに適したものであるか。	はい・いいえ	条例35第51条第3項 条例36第45条第3項
1-6	調理室	・食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けているか。	はい・いいえ	居解第三の八の2(7)
1-7	汚物処理室	・他の設備と区別された一定のスペースを有しているか。	はい・いいえ	居解第三の八の2(8)
1-8	静養室 介護職員室 看護職員室	・設置されているか。	はいいいえ	条例35第51条第3項 条例36第45条第3項
1-9	医務室 面談室 洗濯室(洗濯場) 介護材料室	・設置されているか。 ただし、同一敷地内の他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該事業所の効果的な運営が図られ、かつ、利用者等のサービス提供に支障がない場合には、設けないことができる。	はいいいえ	条例35第51条第3項 条例36第45条第3項
1-10	その他	・便所等の面積又は数の定めのない設備については、各々の設備の持つ機能を 充分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮しているか。	はい・いいえ	居解第三の八の2(5)
		・廊下幅は、1.8m以上あるか。中廊下は2.7m以上あるか。 ※備品等の設置により、所要幅が基準以下になっていないか。	はいいいえ	条例35第51条第3項 条例36第45条第3項
		・廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。	はい・いいえ	
		・階段の傾斜は、穏やかになっているか。	はい・いいえ	
		・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。	はい・いいえ	
		・居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けているか。 ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。	はい・いいえ	
2-1	居室	【ユニット型】 ※該当のない場合はチェック不要		条例35第57条

(ア)ユニット型個室	・一の居室の定員は、1人となっているか。 ただし、夫婦で居室を利用する場合など入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。	はい・いいえ	条例36第 居解第三		4(3)⑥		
	・床面積は10.65㎡以上か。(居室内洗面設備は含み、居室内便所は除く。)	はい・いいえ					
	・2人部屋の床面積は21.3㎡以上か。	はい・いいえ	建物	の整備	年度		年
(イ)ユニット型個室的多床室	・一の居室の定員は、1人となっているか。 ただし、夫婦で居室を利用する場合など入居者へのサービスの提供上必要と 認められる場合は、2人とすることができる。	はいいいえ	ユニット 定員	個 ² 1人 部屋	E数 2人 部屋	個室的 1人 部屋	2人
	・床面積は10.65㎡以上か。(居室内洗面設備は含み、居室内便所は除く。)	はい・いいえ					
	・2人部屋の床面積は21.3㎡以上か。	はい・いいえ					
	・入居者同士の視線が遮断され、プライバシーが確保される構造になっているか。 (確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間があってもよい。)	はい・いいえ					
	・壁は固定か。(家具等の可動のものを壁にしていないか。)	はい・いいえ					
	・窓はあるか。	はい・いいえ					
	・居室の入り口が複数の居室の共同となっていないか。(カーテンなどで仕切られている場合も不可)	はい・いいえ					
	ユニット型個至の要件を満たしているものを個至的多床至として届け出ていない か。	はい・いいえ					
(ウ)共通	・居室はいずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられているか。	はい・いいえ					
	 一のユニットの入居定員は、概ね10人以下としているか。 ① 入居定員が10人を超えるユニットにあっては、「おおむね10人」と言える範囲内の入居定員であること。 ② 入居定員が10人を超えるユニットの数は、当該施設の総ユニット数の半数以下であること。(ただし、H15.4.1に現存する従来型施設を同日以降改修する場合は適用しない。) 	はいいいえ					
2-2 共同生活室	 ・共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有しているか。 ① 他のユニットの利用者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。 ② 当該ユニットの利用者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。 	はい・いいえ	条例35第 条例36第 居解第三	51条第	1項		
	・一の共同生活室の床面積は、2㎡×当該共同生活室が属するユニットの利用定員以上を標準としているか。	はい・いいえ	現況:	共同生	上活室		m²

	・必要な設備及び備品を備えているか。 ※ 食事や談話等に適したテーブルや椅子等を備えること。利用者が心身の状況 に応じて家事ができるよう、簡易な流し・調理設備を設けることが望ましい。	はい・いいえ	
	・ユニットの共同生活室間の壁を可動式のものとしていないか。	はいいいえ	H23.12.1事務連絡「ユニット型個室の特別養護老人ホームの設備に関するQ&Aについて」
2-3 洗面設備	・居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。 ※ 共同生活室ごとに適当数設ける場合は、共同生活室内の1箇所に集中させず、2箇所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとと、共同生活室ごととの混在も可。	はい・いいえ	条例35第57条第1項 条例36第51条第1項 居解第三の八の4(3)⑧
	・要介護者が使用するのに適したものとしているか。	はい・いいえ	
2-4 便所	・居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。 ※ 共同生活室ごとに適当数設ける場合は、共同生活室内の1箇所に集中させず、2箇所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとと、共同生活室ごととの混在も可。	はい・いいえ	条例35第57条第1項 条例36第51条第1項 居解第三の八の4(3)⑨
	・要介護者が使用するのに適したものとしているか。	はい・いいえ	
2-5 浴室	・要介護者が入浴するのに適したものであるか。※ 居室のある階ごとに設けることが望ましい。	はい・いいえ	条例35第57条第1項 条例36第51条第1項 居解第三の八の4(3)⑩
2-6 調理室	・食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けているか。	はいいいえ	居解第三の八の4(3)③【準用2(7)】
2-7 汚物処理室	・他の設備と区別された一定のスペースを有しているか。	はい・いいえ	居解第三の八の4(3)⑬【準用2(8)】
2-8 医務室 洗濯室(洗濯場) 介護材料室	・設置されているか。 ただし、同一敷地内の他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該事業所の効果的な運営が図られ、かつ、利用者等のサービス提供に支障がない場合には、設けないことができる。	はい・いいえ	条例35第57条第1項 条例36第51条第1項
2-9 その他	・廊下幅は、1.8m以上あるか。中廊下は2.7m以上あるか。 ※備品等の設置により、所要幅が基準以下になっていないか。 * 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支 障が生じないと認められる場合には、1.5m以上(中廊下にあっては、1.8m以 上)として差し支えない。	はい・いいえ	条例35第57条第1項 条例36第51条第1項
	・廊下、共同生活室、便所、その他必要な場所に常夜灯を設けているか。	はい・いいえ	
	・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。	はい・いいえ	
	・便所等の面積又は数の定めのない設備については、各々の設備の持つ機能を 充分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮しているか。	はいいいえ	

第3 運営基準

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1 内容及び手続きの説明及び同意	・短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)の提供の開始に際し、利用者 又は家族に重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び 利用期間等について同意を得ているか。 ※ 重要事項説明書に盛り込むべき内容 □ 運営規程の概要 □ 事業の目的及び運営の方針 □ 従業者の職種、員数及び職務の内容 □ 利用定員(空床利用型を除く) □ ユニットの数及びユニットごとの定員(※ユニット型のみ) □ サービス内容及び利用料その他の費用の額 □ 通常の送迎の実施地域 □ サービス利用に当たっての留意事項 □ 緊急時等における対応方法 □ 非常災害対策 □ その他運営に関する重要事項 □ 従業者の勤務の体制 □ 事故発生時の対応 □ 苦情処理の体制 □ 提供するサービスの第三者評価の実施状況 □ 実施した直近の年月日 □ 実施した評価機関の名称 □ 評価結果の開示状況	はい・いいえ	条例35第55条【準用第8条】、第58条【準用第8条】 条例36第49条【準用第18条】、第52条【準用第18条】 ①説明状況 □全員に説明済み □一部未終了(未終了者 人) □説明未済 ②同意状況(書面同意が望ましい) □契約書による同意 □重要事項説明書による同意 □別途同意書による同意 □口頭同意のみ □その他()
2 提供拒否の禁止	・正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 (特に要介護度や所得の多寡を理由に拒否していないか。) ※提供拒否の正当な理由 ① 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切なサービス提供が困難な場合	はいいいえ	条例35第55条【準用第9条】、第58条【準用第9条】 第9条】 条例36第49条【準用第18条の2】、第52条 【準用第18条の2】
3 サービス提供困難時の対応	・サービスの提供が困難な場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者 への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じているか。	•非該当	規則82第121条【準用第11条】、第128条 【準用第11条】 規則83第112条【準用第39条の5】、第119 条【準用第39条の5】
4 要介護認定等の申	・要介護認定等を受けていない利用申込者については、申請が行われていない場	はい・いいえ	規則82第121条【準用第13条】、第128条

請に係る援助	合は、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	•非該当	【準用第13条】
	・要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等 の有効期間が終了する30日前になされるよう、必要な援助を行っているか。	はい・いいえ ・非該当	規則83第112条【準用第39条の7】、第119 条【準用第39条の7】
5 サービス提供の記録	・短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)を提供した際には、提供日及 び内容をサービス利用票等に記載しているか。	はい・いいえ	規則82第121条【準用第20条】、第128条 【準用第20条】
	・利用者から申し出があった場合には、サービス利用票等に記載した情報を文書 の交付その他適切な方法により、利用者に対して提供しているか。	はい・いいえ ・非該当	規則83第112条【準用第39条の14】、第119 条【準用第39条の14】
	※ その他適切な方法とは、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法をいう。		
6 利用料等の受領	・法定代理受領サービスの場合は、利用者から介護報酬の1割又は2割(平成30年8月~3割追加)の額の支払いを受けているか。	はい・いいえ	規則82第111条、第128条【準用第111条】 規則83第101条、第119条【準用第101条】
	* 割引の有無 (有 ・ 無)		
	・法定代理受領サービスとそうでないサービスの場合の利用料の額に不合理な差額を設けていないか。	はい・いいえ	
	・法定代理受領サービスに係る支払い以外で、下記の費用以外の費用の支払いを 受けていないか。	はい・いいえ	
	【日常生活費】		
	① 食事の提供に要する費用		注:おむつ代は徴収できない。
	② 滞在に要する費用		
	③ 理美容代		注:保険給付の対象となっているサービス
	【特別なサービス等の費用】(日常生活費とは区分される費用)		と明確に区分されないあいまいな名目 による費用は認められない。
	④ 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用		(お世話料、管理協力費、共益費、施
	⑤ 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑥ 送迎に要する費用		設利用補償金といったあいまいな名目は不可)
	※ 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて必要と認められる場合は加算の対象となるので徴収不可		
	⑦ 日常生活においても通常必要となる費用で利用者に負担させることが適当と 認められるもの (その他の日常生活費)		注:⑦に係るものは、利用者の個別な希望により提供するものに限る。
	□ 利用者の希望による身の回り品(歯ブラシ等)		(全ての利用者に一律に提供し、全て
	□ 利用者の希望による教養娯楽品(クラブの材料代等)		の利用者から画一的に徴収することは 認められない。)
	□その他		
	・上記費用の徴収に当たっては、次のとおり適切に取り扱っているか。	はい・いいえ	
	①サービス内容及び費用の額を運営規程で定める		
	②サービス内容及び費用の額を事業所等の見やすい場所へ掲示する		注:滞在費、食費、特別な室料、特別な食
	② あらかじめ当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明し、同意を得る		費の同意については、必ず文書で得る こと
	サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、利用者に領収証を交付しているか。	はい・いいえ	法第41条第8項 法第53条第7項【準用第41条第8項】

	・上記の領収証には、保険分して記載しているか。 ※その他の費用について					はいいえ	施行規則第65条 施行規則第85条【準用第65条】
	・食費の設定は、原則とし				C// 2019	はい・いいえ	H24.4月Q&A (vol.2)問42
7 滞在費、食費の負担	滞在費、食費について、 者に対しては、その認定 いか。					はい・いいえ	国指針
	・滞在費、食費について、 に対する基準費用額を 7			1段階から第3段	階の者	はい・いいえ	
	※ 滞在費の負担限度額	(日額)				(円)	
		1段階	2段階	3段階	基準費	用額	
	多床室	0	370	370	84		
	従来型個室	320	420	820	1,15		
	ユニット型個室的多床室 ユニット型個室	490	490	1,310	1,64		
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	820	820	1,310	1,97		
	※食費の負担限度額(日		O LU LIP	O LU LIM	士沙	(円) m <i>#</i> =	
		1段階 300	2段階 390	3段階 650	基準費 1,38		
					,		
8 特別な室料	・特別な居室に係る費用に とを利用者又は家族に対 基準を満たして適切に設	し、明確に説明	した上で契約し			はい・いいえ ・非該当	国基準
	① 定員が、1人又は2人						
	②特別な居室の定員割						
	③ 1人当たりの床面積が④ 設備等が利用料のほ			わしい のづたる	z ≻ 1.		
	⑤ 特別な居室の提供が						
	要性から行われるもの		- 医 2 (10) (10)		・エックを		
	⑥ 費用の額が運営規程	に定められてい	ること				
9 特別な食事	・特別な食事に係る費用に を利用者又は家族に対し 準を満たして適切に設定	、明確に説明し				はい・いいえ ・非該当	国基準
	 高価な材料を使用し、 るのにふさわしいもの 		行うなど、一般の [。]	食費を超えて支	払を受け		
	② 予め利用者又はその 択と同意に基づき、特	定の日に予め物	特別な食事を選択	尺できること。			
	③ 施設内に特別な食事	の内容及び料金	、予め定められ	た日に予め希望	型した利		

	用者に提供できることを掲示していること。		
	・基本となる食事の中で提供すべき食事を、特別な食事として費用徴収をしていな	はい・いいえ	
	いか。 不適切な例: 栄養補助食品		
	: 咀嚼がしやすいように刻み食やミキサーでかけた食事を提供する		
40 /FRAM / Lott () 6)	場合に当該利用者等食事のみ高く設定		LEI EURO Arter on AT I Note to AT I Arter on AT
10 保険給付の請求のための証明書の交付	・ 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)に係る費用の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用		規則82第121条【準用第22条】、第128条 【準用第22条】
	者に対して交付しているか。		規則83第112条【準用第40条の2】、第119 条【準用第40条の2】
11 サービスの取扱方針	要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身状態に応じた処遇を妥当 適切に行っているか。		規則82第112条 規則83第102条、103条
	・施設の従業者は、サービス提供に当たり懇切丁寧を旨とし利用者又は家族に対し、処遇上必要な事項について説明を行っているか。	はい・いいえ	
(ユニット型の場合)	・各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう 配慮して行われているか。	はい・いいえ	規則82第124条 規則83第115条
12 サービス自己評価	・自らサービスの質の自己評価を行い、常にその改善を図っているか。	はい・いいえ	規則82第112条第4項、第124条第6項
	* サービス自己評価基準の活用 (有・無)		規則83第102条第2項、第119条【準用第 102条】
13 高齢者虐待の防止	・従業者に対して、法の概要、介護技術の向上、人権意識啓発等、高齢者虐待に 関する研修を実施しているか。	はい・いいえ	虐待防止法
	平成29年度研修実績		
	(実施日:平成 年 月 日 内容:		
	(実施日:平成年月日内容:)).1)	
	・外部研修を受講させているか。 平成29年度受講実績	はい・いいえ	
	(受講日:平成年月日内容:		
	(受講日:平成 年 月 日 内容:		
	・高齢者の尊厳尊重の視点から、個別ケアの推進に努めているか。(努めていることの概要)	はい・いいえ	
	(分のていることの例を)		
	・高齢者虐待発見時の通報先を把握しているか。 (通報先:)	はい・いいえ	

	(発見時の対応の職員への周知方法:)]
	・上記の他に、高齢虐待の未然防止のための取組を行っているか。 (取組の概要)	はいいいえ	
14 身体的拘束等の禁止	・当該利用者等又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを		条例35第54条、第58条【準用第54条】
	ない場合を除き、身体拘束その他利用者等の行動を制限する行為(以下「身行 拘束等」という。)をしていないか。	体的 ・非該当	条例36第48条、第52条【準用第48条】
	○ 身体拘束ゼロへの取組	1	4. 11.11.1.12
	身体拘束廃止委員会の設置状況 有・無 左記が有の場合、開催状況 身体拘束防止マニュアルの作成状況 有・無 施設内の身体拘束に関する研修実施	有・無	身体拘束ゼロへの手引き
	拘束に係る記録 有・無 家族への説明及び同意	有・無	身体拘束廃止委員会
	現在残っている身体的拘束等 (*1) 件数	左記のうち 認知症の 方の件数	開催状況 (月・ 回)
	□ 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも 等で縛る		施設内の身体拘束に関する研修実施 開催状況 (月 ・ 回)
	□ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る		(,,,
	□ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む□ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る		
	□ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を 掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等 をつける		
	□ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、 Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける		
	□ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使 用する		
	□ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を 着せる		
	□ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を ひも等で縛る		
	□ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる □ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する		

	*1 1人の方について複数の身体的拘束等を行っている場合は、それぞれカウントする。		
	現在残っている身体的拘束等がある場合、拘束を必要とする個別の理由		
	•		
	すべて廃止した場合、身体的拘束等廃止に至った主な取組内容		
	•		
	.		
	平成29年6月1日から平成30年5月31日の間で、拘束をはずしたこ	=	
	とによって事故につながった件数	件	
	・緊急やむを得ず身体的拘束等を実施する場合は、「切迫性」、「非代替性」、「一 時性」の三要件を満たしていることを確認し、入所者等や家族に説明の上、実施	はい・いいえ ・非該当	
	することとしているか。		
	(三つの要件) □ 入所者等本人又は他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性		
	ロ 八別有寺本人文は他の八別有寺の生命文は昇体が厄庾にさりされる可能性 が著しく高い (切迫性)		
	□ 代替する介護方法がない (非代替性)		
	□ 一時的なものである(一時性)		
	(実施の判断) □ 医師の指示 □ カンファレンスで検討 □ 現場ケアスタッフの判断のみ		
	・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者等の心身	はい・いいえ	1
	の状況、緊急やむを得ない理由を記録しているか。	•非該当	
	・身体的拘束等の記録の内容は、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の三要件を満		
	たしていることが確認できる内容となっているか。また、廃止に向けての検討材料 となり得る内容となっているか。	•非該当	
	・管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、 施設全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しているか。	はいいいえ	
15 短期入所生活介護	・概ね4日以上にわたり連続して入所する予定の利用者については、サービスの目	はい・いいえ	規則82第113条、第128条【準用第113条】

計画(介護予防短期 入所生活介護計画) の作成	標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画(介護予防短期入所生活介護計画)を作成しているか。		規則83第104条、第119条【準用第104条】 居解第三の八の3(4)①、第四の一
0.71 F.JIX	・短期入所生活介護計画(予防含む。以下同じ)は、既に居宅サービス計画(介護予防サービス計画)が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されているか。	はい・いいえ	短期入所生活介護計画 記載内容:
	・短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画(予防含む。以下同じ)が 作成された場合は、当該計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、 必要に応じて変更しているか。	はいいいえ	□ 目標 □ サービス内容 介護予防短期入所生活介護計画
	・管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用 者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	はい・いいえ	記載内容: □ 目標 □ サービス内容
	管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。	はい・いいえ	□ サービス提供期間
16 入浴の状況	・1週間に2回以上、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。	はい・いいえ	規則82第114条第2項
	・特別浴槽を用いた入浴や介助浴等の適切な方法により実施されているか。	はい・いいえ	規則83第105条第2項
(ユニット型の場合)	・一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など利用者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けているか。	はい・いいえ	規則82第125条第3項 規則83第116条第3項
17 排せつ・おむつ交換 の状況	利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行っているか。		規則82第114条第3項、第4項、第125条第 4項【準用第114条】
	・おむつの必要な者に対し、適切に取り替えているか。	はい・いいえ	規則83第105条第3項、第4項、第116条第 4項【準用第105条】
	・換気、保温、プライバシーの確保に配慮されているか。	はい・いいえ	平月第100末
18 離床時の状況	・離床、着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行っているか。	はい・いいえ	規則82第114条第5項 規則83第105条第5項
(ユニット型の場合)	・各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう介護をしているか。	はい・いいえ	規則82第125条第1項、2項 規則83第116条第1項、2項
	利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。	はい・いいえ	
19 食事の提供	・利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うよう努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体の状況や 食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容となっているか。		規則82第115条、第126条 規則83第106条、第117条 居解第三の八の3(7)、八の4(7)
	・食事は、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう 努めているか。	はい・いいえ	居解第四の三の6(4)、第四の一 朝食 昼食 夕食
	・夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くとも午後5時以降となっているか。	はい・いいえ	食事時間検食時間
	・調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。	はい・いいえ	献立表の作成の有無 (有・無)
	・病弱者に対する献立は、必要に応じ、医師の指導を受けているか。	はい・いいえ	嗜好調査実施の有無 (有・無)

		•非該当	残食(菜)調査実施の有無 (有・無)
	・嗜好調査、残食(菜)調査、検食等が適切に反映するなど工夫がなされているか。	はい・いいえ	 検食者(実施している者にチェック)
	・保存食は、2週間冷凍保存されているか。	はいいいえ	□ 医師 □ 栄養士 □ 管理者□ 生活相談員 □ 看護職員
	・調理室、食器類の衛生管理に努めているか。	はい・いいえ	□ 事務職員 □ その他()
	・給食関係者の検便は月一回適切に実施されているか。	はい・いいえ	
	・給食業務を委託している施設においては、委託契約書が国の示す基準に基づいて、作成されているか。	はい・いいえ 非該当	「大量調理施設衛生管理マニュアル」に 基づく点検の有無 (有・無)
(ユニット型の場合)	・利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供しているか。また、利用者がその 心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を 確保しているか。	はい・いいえ	規則82第126条第3項、第4項 規則83第117条第3項、第4項
	・利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を行ことを支援しているか。 ※共同生活室での食事を強制しないよう留意すること	はい・いいえ	
20 機能訓練	・利用者の心身の状況を踏まえ、必要な生活機能の改善又は維持のための機能 訓練を行っているか。	はいいいえ	規則82第116条、第128条【準用第116条】 規則83第107条、第119条【準用第107条】
	・機能訓練室における訓練に限らず、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事を通じた訓練について配慮されているか。	はいいいえ	
21 健康管理	・医師又は看護職員は、常に利用者の健康状態に注意するとともに、健康保持の ための適切な措置を採っているか。	はい・いいえ	条例35第53条、第58条【準用第53条】 条例36第47条、第52条【準用第47条】
22 相談及び援助	・利用者の心身の状況や環境等の把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じ、助言その他の援助を行っているか。	はい・いいえ	規則82第117条、第128条【準用第117条】 規則83第108条、第119条【準用第108条】
23 その他のサービスの 提供	(従来型の場合)・適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っているか。	はい・いいえ	規則82第118条 規則83第109条
	(ユニット型の場合) ・ 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。	はい・いいえ	規則82第127条 規則83第118条
	・常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。	はい・いいえ	
24 利用者に関する市町 への通知	・利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町 に通知しているか。	はい・いいえ ・非該当	規則82第121条【準用第27条】、第128条 【準用第27条】
	① 正当な理由なしに施設の指示に従わないことにより、要介護状態程度を増進させたと認められるとき		規則83第112条【準用第43条】、第119条 【準用第43条】
05 取名吐炊の牡ウ	② 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	141	久[5]0[\$\\$[5]\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$
25 緊急時等の対応	現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	はいいいれ	条例35第55条【準用第13条】、第58条【準用第13条】 条例36第49条【準用第18条の6】、第52条

	* 緊急連絡網: (有 ・ 無)		【準用第18条の6】
26 運営規程	・次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 □ 事業の目的及び運営の方針 □ 従業者の職種、員数及び職務の内容 □ 利用定員(空床利用型を除く) □ ユニットの数及びユニットごとの利用定員 (※ユニット型のみ) □ サービス内容及び利用料その他の費用の額 □ 通常の送迎の実施地域 □ サービス利用に当たっての留意事項 □ 緊急時等における対応方法 □ 非常災害対策 □ その他運営に関する重要事項 (やむを得ず身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい)	はい・いいえ	規則82第108条、第128条【準用第108条】 規則83第98条、第119条【準用第98条】 運営規程最終変更(施行)年月日 短期入所生活介護: 介護予防短期入所:
27 勤務体制の確保等	・月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従・ 兼務の別、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を明確に記 載しているか。		規則82第121条【準用第71条】、第122条 【準用第71条】 規則83第112条【準用第85条の2】、第113
	・一部ユニット型施設については、ユニット部分とユニット以外の部分の看護・介護職員の勤務実績を区分しているか。	はい・いいえ	条【準用第85条の2】
	・兼務がある従業者について、その勤務実態が適切に記録されているか。 特に、併設事業所と兼務している従業者は、他事業所の勤務時間と明確に区分 して記録されているか。	はい・いいえ	
28 定員	・利用定員及び居室の定員(空床利用型事業所にあっては、特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員)を超えて短期入所生活介護の提供を行っていないか。 (利用中の者には、常時専用のベッドが用意されているか。一つのベッドについて、同一日に2人の利用者を受け入れる場合、前の利用者が退所した後に、次の利用者を入所させているか。) ※ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	はい・いいえ	規則82第119条、第128条【準用第119条】 規則83第110条、第119条【準用第110条】
	 ・利用定員を超えて、静養室において短期入所生活介護の提供を行う場合は、次のいずれの条件も満たしているか。 ① 利用者の状況及び利用者の家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護の提供を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない短期入所生活介護を提供する場合。 ② 当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合。 	はい・いいえ ・非該当	
	・緊急時の特例的な取扱いのため、当該利用者に対する短期入所生活介護の提供は7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度に行っているか。	はい・いいえ ・非該当	居解第三の八の3(14) 居解第三の八の4(11)【準用3(14)】 居解第四の一

1			1
	・利用定員を超えて受け入れることができる利用者数は、利用定員が40人未満である場合は1人、40人以上である場合は2人までとしているか。	はい・いいえ ・非該当	
29 非常災害対策	・周辺の地域の環境及び利用者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の 災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定 めた防災計画(以下「施設内防災計画」という。)を策定しているか。 ※「施設内防災計画」の内容 □ 消防計画 □ 防災マニュアル:「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」に基づき、 施設の実情に応じて、各施設・事業者が作成するもの	はい・いいえ	条例35第55条【準用第36条】、第58条【準用第36条】 条例36第49条【準用第41条の2】、第52条 【準用第41条の2】
	・「施設内防災計画」に基づき、以下の体制整備を行っているか。また、ア及びイについて、定期的に従業者、入所者・利用者及びその家族に周知しているか。 ア関係機関(市町、消防署、警察署等)への通報・連絡体制イ入所者・利用者を円滑に避難誘導するための体制ウ市町等との連携協力体制	はいいいえ	※「福祉・医療施設防災マニュアル作成 指針」、「福祉施設等の災害対策取組 事例集」については県厚政課のホーム ページを参照
	・施設及び事業者は、非常災害に備えるため、災害時はもちろんのこと平常時から 以下の情報収集等に注意を払っているか。 ア入所者・利用者の状態、家族の連絡先等の利用者情報の把握 イ気象情報・災害危険個所の状態等の必要な情報の収集 ウ職員への防災教育、入所者の防災意識向上等	はいいいえ	※「訓練」には、消防法上の自衛消防訓
	・訓練のうち、避難訓練及び消火訓練については、「施設内防災計画」で定めた時期、回数に基づき定期的に行っているか。また、夜間又は夜間を想定した訓練を実施しているか。 * 訓練計画回数: 年 回 (前回実施日:) * 夜間又は夜間想定訓練の実施: (有・無)	はい・いいえ	練である消火訓練、通報訓練、避難訓練、総合訓練の他、参集訓練、連絡網の確認訓練等がある。
	・訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行っているか。	はい・いいえ	
30 衛生管理等	・利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 *衛生管理自己点検表: (有・無)	はい・いいえ	条例35第55条【準用第37条】、第58条【準用第37条】 用第37条】 条例36第49条【準用第41条の3】、第52条
	・感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。また、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。 * 感染症防止標準マニュアル: (有 ・ 無) * 個別感染症対策マニュアルの有無 □ MRSA □ 疥癬 □ 結核 □ O-157 □ インフルエンサ゛□ レジオネラ菌□ 感染性胃腸炎 □ その他 () *「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」の確認: (有 ・ 無)	はい・いいえ	【準用第41条の3】 居解第三の人の3(15)【準用六の3(7)】、第 三の人の4(11)【準用六の3(7)】 居解第四の一

	・空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	はい・いいえ	
31 掲示	・施設の見えやすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しているか。 □ 運営規程の概要 □ 従業者の勤務体制 □ 滞在費 □ 食費 □ 特別な食事の提供内容	はい・いいえ	規則82第121条【準用第29条】、第128条 【準用第29条】 規則83第112条【準用第43条の2】、第119 条【準用第43条の2】
32 秘密保持	・従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 * 措置の内容 () ・サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 * 同意文書 (有・無)(注)重要事項説明書等により包括同意が取れていれば可・利用者の個人情報を取り扱うに当たり、利用目的を特定して公表(施設内掲示等)しているか。 ・特定し公表した利用目的を超えて個人情報を取り扱う際には、法令に基づく場合等を除き、本人の同意を得ているか。 ・要配慮個人情報を取得する際には、法令に基づく場合等を除き、あらかじめ本人の同意を得ているか。 ※ 要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述が含まれる個人情報をいう。 個人情報の保護に関する法律施行令第2条 → 心身の機能の障害、健康診断の結果、診療情報、調剤情報、被疑者又は被告人として刑事手続を受けた事実等	はい・いいえ	条例35第55条【準用第11条】、第58条【準用第11条】 条例36第49条【準用第18条の4】、第52条 【準用第18条の4】 規則82第121条【準用第30条】、第128条 【準用第30条】 規則83第112条【準用第43条の3】、第119 条【準用第43条の3】 個人情報の保護に関する法律第15条及び第16条 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて(平成29.4.14老発0414第1号局長連名通知) 個人情報の保護に関する法律第17条第2項
	・利用者の個人データの安全管理(漏えい等の防止)のための措置を講じているか。 * 個人データの取扱規程等の策定の有無 (有・無) * 個人データの事務取扱担当者の明確化の有無 (有・無) * 個人データを取り扱う機器、電子媒体、書類等の物理的な (有・無) 安全管理措置の有無(施錠できる書庫での保管など) * 個人データに対するアクセスの制限の有無(IDやパスワ (有・無)	はい・いいえ	個人情報の保護に関する法律第20条及び 第21条

	*個人データの取扱状況の分かる記録の保存の有無 (有・無) *その他() (有・無) ・個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託している場合、委託業者の取扱いが適切に行われているかを定期的に確認しているか。 ・利用者の特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)について、適切に保管しているか。 *特定個人情報の保管の有無 (有・無) *特定個人情報の漏えい防止の措置の有: (有・無) 一個人番号の部分のマスキング等の加工等 ・職員の個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)の漏えい、滅失又は毀損の防止等必要かつ適切な安全管理措置を講じているか。 *特定個人情報等の安全管理措置に関する基本方針の策定の有無	非該当 はい・いいえ ・非該当	個人情報の保護に関する法律第22条 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律 施設等における特定個人情報の取扱いに ついて(平成27.12.17 各局連名事務連 絡) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガ イドライン(事業者編)
	(有・無) * 特定個人情報等の取扱規程等の策定の有無 (有・無) * 特定個人情報等の事務取扱担当者の明確化の有無 (有・無) * 特定個人情報等の取扱状況の分かる記録の保存の有無 (有・無) * 特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体、書類等の物理的な安全 管理措置の有無(施錠できる書庫での保管など) (有・無) * 就業規則への規定(就業規則の改定)の有無 (有・無) → 採用時の提出書類、利用目的、服務規律、懲戒事由等の追加		
33 広告	・施設についての広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。* 広告の有無 (有・無)		規則82第121条【準用第31条】、第128条 【準用第31条】 規則83第112条【準用第43条の4】、第119 条【準用第43条の4】
34 居宅介護支援事業 者(介護予防支援事 業者)に対する利益 提供の禁止	・居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	はいいえ	規則82第121条【準用第32条】、第128条 【準用第32条】 規則83第112条【準用第43条の5】、第119 条【準用第43条の5】
35 苦情処理	 ・苦情に迅速かつ適切に対応するために、次の内容を定めているか。 □ 相談窓口 □ 苦情処理の体制及び手順等 ・上記の内容は、重要事項説明書に記載するとともに、事業所に掲示しているか。 ※ 苦情相談窓口の記載、掲示にあたっては、連絡先(住所及び電話番号)も明示すること。 		条例35第55条【準用第12条】、第58条【準用第12条】 果第12条】 条例36第49条【準用第18条の5】、第52条 【準用第18条の5】
	・苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しているか。・苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っているか。	はい・いいえ ・非該当 はい・いいえ ・非該当	※ 記載及び掲示すべき「苦情相談窓口」 には、保険者である市町と国保連の相 談窓口を含む。

	・市町又は国保連(介護保険の場合)から指導又は助言を受けた場合は、調査に協力するとともに、指導又は助言に従い必要な改善を行っているか。・市町又は国保連(介護保険の場合)から求めがあった場合には、改善の内容を報	はい・いいえ ・非該当 はい・いいえ	第三者委員の設置の有無 (有・無)
36 地域との連携	告しているか。 ・地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めているか。 ・ 活動内容事例:	・非該当 はい・いいえ	規則82第120条、第128条【準用第120条】 規則83第111条、第119条【準用第111条】
37 事故発生時の対応	・サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 * 緊急連絡網の作成の有無 (有・無)	はい・いいえ・非該当	条例35第55条【準用第14条】、第58条【準用第14条】 果第14条】 条例36第49条【準用第18条の7】、第52条 【準用第18条の7】
	・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	はい・いいえ ・非該当 はい・いいえ	
	・ 贈慣り べき事故が発生した場合は、損害賠債を述べがに行っているが。 * 損害賠償保険への加入 (有 ・ 無)	・非該当	
	事故が発生した際にはその原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	はい・いいえ ・非該当	
38 会計の区分	・短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	はいいいえ	規則82第121条【準用第34条】、第128条 【準用第34条】 規則83第112条【準用第43条の7】、第119 条【準用第43条の7】
39 記録の整備	・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	はい・いいえ	規則82第109条、第128条【準用第109条】
	 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ① 短期入所生活介護計画(介護予防短期入所生活介護計画) ② 提供した具体的なサービス内容等の記録 ③ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 市町への通知にかかる記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	はいいいえ	規則83第99条、第119条【準用第99条】
40 障害者差別解消対策		はい・いいえ	障害を理由とする差別の解消の推進に関
	・障害者に対し、合理的な配慮の提供をしているか。	はい・いいえ	する法律
	・「福祉事業者向けガイドライン」について、職員に周知しているか。	はい・いいえ	
41 防犯対策	・外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保を行っているか。 *安全確保に関する職員の役割分担の明確化 (有・無)	はい・いいえ	社会福祉施設等における防犯に係る安全 の確保について(平成28.9.15雇児総発

	* 来訪者への声掛け * 外部からの人の出入りにつき受付名簿等による確認 * 警察等関係機関との連携 * 自治会、民生委員等との情報提供体制の整備 * 夜間の建物、門、囲障等の施錠の徹底 * 不審者対応マニュアルの作成 * 防犯設備(防犯カメラ等)の設置 * 防犯用具(さすまた等)の設置 * 防犯訓練の実施 * その他((((((((((((((((((((0915第1号ほか課長連名通知) 社会福祉施設等における防犯対策チェックリストを活用した自己点検について(平成 28.8.18長寿社会第511号)
42 労働時間の適正管理	・職員の労働時間を適正に把握するため、職員の労働日ごとの確認し記録しているか。 * 確認及び記録の方法 □ 使用者自ら現認し記録 □ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録により確認し記録 □ 自己申告による記録 → 実際の労働時間と合致しているかの実態調査調査頻度:年 回 確認方法:		労働基準法 労働時間の適正な把握のために使用者が 講ずべき措置に関するガイドライン(平成 29.1.20厚生労働省策定)

第4 変更の届出等

 ・次に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に県へ届け出ているか。 ① 事業所の名称及び開設の場所 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る) ④ 当該申請に係る事業を特別養護老人ホームの空床利用により行う場合又は併設事業所で行う場合は、その旨 ⑤ 建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合は併設本体施設又はユニット型事業所併設本体施設の平面図を含む。)(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要 ⑥ 当該申請に係る事業を特別養護老人ホームの空床利用により行うときは当該特別養護老人ホームの入所者の定員、それ以外の事業所で行うときは当該事業の開始時の利用者の推定数 	・次に掲げ ・次に事業 ② 事 申 日 申 係 当 計 まる まま から まま まま から まま まま から まま まま から まま から いっち まま から いっち まま から いっち ままま から いっち ままま から いっち はい

	 ⑧ 運営規程 ⑨ 協力病院(協力医療機関含む)の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容 ⑩ 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費(介護予防サービス費)の請求に関する事項 ⑪ 役員の氏名、生年月日及び住所 		
	・介護報酬算定に係る単位数(定員)の増加又は加算体制の追加をしようとする場合は、変更しようとする月の前月末までに県に届け出ているか。(可能な限り前月15日までに提出するよう努めること。)	はい・いいえ ・非該当	
2 変更の届出等 ※ 老人福祉法にか かる届出	・老人福祉法にかかる届出事項に変更があったときは、県へ届け出ているか。 (上記介護保険法にかかる届出とは別に提出が必要)	はい・いいえ ・非該当	老福法第14条の2 老施規則第1条の10

第5 介護給付費の算定

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1 基本的事項	・費用の額は、介護報酬の告示上の額が算定されているか。「介護給付費単位数表」 * 割引の届出の有無 (有 ・ 無)	はい・いいえ	居費一、二、三 予費一、二、三
	 ・費用の額は、施設が所在する地域区分及びサービス種類に応じた「割合」×10円×「介護給付費単位数表に定める単位数」の金額となっているか。 【山口県内の地域区分及び割合(短期入所・予防短期入所)】 地域区分 地域 割合(短期入所・予防短期入所) 七級地 周南市 1014/1000 その他 周南市以外の地域 1000/1000 ※ 地域は、平成30年4月1日において当該地域にかかる名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。 	はいいいえ	
	・上記金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てて計算しているか。	はい・いいえ	
2 所定単位数の算定	・厚生労働大臣が定める施設基準に掲げる区分に従い、入所者(利用者)の要介 護度等に応じて、所定単位数を算定しているか。	はい・いいえ	居費別表8の注1 予費別表6の注1
3 居室の類型に応じた	・居室の類型に応じた報酬区分を適用しているか。	はい・いいえ	施留第二の2(1)
報酬区分	・居室の類型について、国の基準に合致していることを確認しているか。(居室類型)□ 従来型個室□ 多床室□ ユニット型個室□ ユニット型個室	はい・いいえ	予留第二の7(1)
4 従来型個室における	・次のいずれかに該当する場合には、従来型個室に多床室の報酬単価及び居住	はい・いいえ	居費別表8の注14
多床室単価の算定	費負担額を適用しているか。 ② 成準 原発 により、 発生型 伊宝の利用の 公開がたる 上屋 研究を開 した者	•非該当	予費別表6の注11
(従来型施設)	① 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると 医師が判断 した者 ② 厚生労働大臣が定める基準(居室面積10.65㎡以下)に適合する従来型個		医師の判断が確認できる記録:

	室を利用する者 ③ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると 医師が判断 した者		□ 判断した医師名□ 判断した日(居室変更日)□ 個室の利用が必要な理由
5 夜勤体制による減算	・夜勤時間帯に、夜勤を行う看護又は介護職員の員数が、1月のうち連続して2日以上、非連続でも4日以上、下記の基準を下回った月は、翌月に全員について97/100の算定としているか。 ※ 夜勤時間帯とは、午後10時~翌日午前5時を含む連続する16時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定すること。	· ·	居費別表8の注1 予費別表6の注1
	* 夜勤時間帯 : 午後 ~ 午前 【夜勤職員配置基準】 (1) 従来型施設部分 利用者の数(※1) 介護職員又は看護職員の数 25以下 ・・・・ 1以上 26以上60以下 ・・・・ 2以上 61以上80以下 ・・・・ 3以上 81以上100以下 ・・・・ 4以上 101以上 ・・・・ 利用者数が100を超え25又はその端数を増すごとに1を加えた数		平12告29 一のイ、ロ
	・併設事業所に係る夜勤を行う介護職員又は看護職員の数は、下記のとおりとしているか。 ※地域密着型特養の併設事業所 「利用者の数(※1)」を「入所者数と利用者数の合計数」として、必要とされる数以上 ※上記以外の併設事業所 併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、当該事業所の利用者数に応じた数以上 ※ なお、ユニット型同士が併設する場合は、介護老人福祉施設のユニット数と短期入所生活介護のユニット数を合算した上で、夜勤職員の配置数を算定すること。 ※ またユニット型とユニット型以外が併設されている場合は、利用者の処遇に支障がなく、夜勤職員1人当たりの介護老人福祉施設の入所者数と短期入所生活介護事業所の利用者数の合計が20人以下である場合には、介護老人福祉施設と短期入所生活介護の兼務が認められる。	はい・いいえ ・非該当	
	・一部のユニット型施設については、ユニット部分又はユニット部分以外の部分について所定の員数を置いていない場合は、全員について夜勤体制の減算をしているか。(※ユニット部分は基準を満たし、ユニット部分以外の部分は基準を満た	はい・いいえ ・非該当	

	していない場合、ユニット部分を含めた全員について減算となる。)		
6 定員超過の場合の 取扱い	・月平均の利用者数が利用定員を超えた場合は、翌月から解消月まで、利用者全員について70/100を算定しているか。 ※ 市町が行った措置によりやむを得ず利用定員を超える場合は、利用定員の105%	はい・いいえ ・非該当	居費別表8の注1 施留第二の2(2) 予費別表6の注1
	(利用定員が40人超の場合は利用定員+2)までは減算は行われない。		予留第二の7(2)
7 人員基準欠如の場 合の取扱い	・看護・介護職員が、3:1の配置基準の1割を超えて欠員した場合は翌月から、1割の範囲内で欠員した場合は翌々月から、利用者全員について、70/100の算定としているか。	はい・いいえ ・非該当	居費別表8の注1 予費別表6の注1
	・一部ユニット型施設については、施設全体か、ユニット部分以外の部分(ユニット部分)のいずれか一方で、所定の員数(3:1の職員配置)を置いていない場合にユニット部分以外の部分(ユニット部分)について減算しているか。	はい・いいえ ・非該当	
8 ユニットケア体制 (ユニット型共通)	・ある月(歴月)において、ユニットにおける職員の員数が、次の基準に満たない場合は、その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について97/100を算定しているか。	はい・いいえ ・非該当	居費別表8の注2 予費別表6の注2
	① 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。		
	② ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。		
9 補足給付関係	・補足給付(特定入所者介護サービス費)の算定にあたって、滞在費と食費について、それぞれ別々に計算し、合算した額を請求しているか。	はい・いいえ	国指針
※ 該当のない場合は チェック不要	・第1段階から第3段階の者について、滞在費と食費の負担限度額をそれぞれ超えて自己負担額を徴収していないか。	はい・いいえ	
	・補足給付の算定にあたって、基準費用額は、国の定める金額と第4段階の者に対する徴収金額とどちらか低い方で請求しているか。 ※ ユニット型個室の場合、1,970円が滞在費の基準費用額となることが標準であるが、第4段階の者に対する滞在費の徴収額が仮に1,800円と国の定める額を下回っている場合は、1,800円が基準費用額となる。	はい・いいえ	
	・補足給付の算定にあたって、第1~3段階の者からの実際の負担金額が、国の定める負担限度額を下回っていても、国の定める負担限度額との差額を補足給付として請求しているか。	はい・いいえ	
	※ ユニット型個室の場合、滞在費の基準費用額が1,970円である場合に、第1段階の者から700円しか費用徴収しない場合、補足給付は、1,150円しか徴収できない。(1,270円の請求はできない。)		
	・補足給付は、介護報酬本体が算定できる日に限って請求しているか。 (介護保険請求が出来ない日に請求していないか。)	はい・いいえ	
	・食費の設定を、一食ごとに分けている場合に、補足給付を適切に算定しているか。 ※ 朝食400円、昼食450円、夕食550円で設定している施設の場合、第3段階の 者(負担限度額650円)について、	はい・いいえ	

10 機能訓練指導員加	 ① 朝食のみ食した日は、補足給付はなし(400-650<0円。なお、400円は利用者が全額自己負担) ② 昼食と夕食を食した日は、補足給付は 450+550-650=350円 ③ 三食全てを食した日は、400+450+550=1,400円>1,380円なので、補足給付は1,380-650=730円 		居費別表8の注6
10 機能訓練指導負加 算 (短期・予防短期) 【届出: 有 ・ 無 】 【算定: 有 ・ 無 】	・常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置(利用者及び併設本体施設の入所者又は入院患者の数の合計数(以下「利用者の数」という。)が100を超える場合は、1名以上配置し、かつ常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置)しているものとして知事に届け出た指定(介護予防)短期入所生活介護事業所について、1日につき12単位を所定単位数に加算しているか。		施留第二の2(8) 予費別表6の注6 予留第二の7(8)
	・加算算定に係る専従の機能訓練指導員に、他の職務を兼任させていないか。(※看護職員としても勤務させていないか。)	はい・いいえ	
11 個別機能訓練加算 (短期・予防短期) 【届出: 有 · 無】 【算定: 有 · 無】	 ・次の基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護の利用者に対して機能訓練を行った場合は、1日につき56単位を加算しているか。 ・専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。 ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練員等」という。)が共同して、利用者の生活機能向上に資 	はいいいえ	居費別表8の注7 施留第二の2(9) 予費別表6の注7 予留第二の7(9)
	するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。 ・個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。		*氏名: 専従・兼務 □ PT □ OT □ ST □ 看護職員(看護師・准看護師)
	・機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施することとし、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに、訓練内容の見直し等を行っていること。		□ 柔道整復師 □ あん摩マッサージ指圧師 □ はり師 □ きゅう師 *説明及び記録の有無 (有:3月に 回・無)
	・機能訓練は、適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握し、 日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標(一人で入浴ができるよう になりたい等)を設定のうえ、当該目標を達成するための訓練を実施しているか。	はいいいえ	
	・目標については、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門 員の意見も踏まえ策定されているか。	はい・いいえ	
	・機能訓練は、類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された5人程度以下の小集団(個別対応含む)に対して機能訓練指導員が直接行っているか。	はい・いいえ	
	・生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するためには、計画的・継	はい・いいえ]

	続的に行う必要があることから、概ね週一回以上実施することを目安としている か。		
	・評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者又は家族の意向を確認の上、目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っているか。	はい・いいえ	
	・個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は利用者ごとに保管され、常に事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能か。	はいいいえ	
	・同一日に個別機能訓練加算と機能訓練指導員加算を算定する場合にあっては、 個別機能訓練加算に係る機能訓練指導員と、機能訓練指導員加算に係る常勤 専従の機能訓練指導員はそれぞれ別に配置されているか。	はい・いいえ	
12 看護体制加算	【看護体制加算(I)】	はい・いいえ	居費別表8の注8
(I)	・次の基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業		施留第二の2(10)
(Π)	所については、1日につき4単位を所定単位数に加算しているか。		
(Ⅲ) イ・ロ	【看護体制加算(I)基準】		
(IV) イ・ロ	・常勤の看護師を1名以上配置していること。		
	・定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。		
(短期)	【看護体制加算(Ⅱ)】	はい・いいえ	
【届出: 有・無】	・次の基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
【算定: 有・無】	所については、1日につき8単位を所定単位数に加算しているか。		
	【看護体制加算(Ⅱ)基準】		
	・看護職員を常勤換算方法で利用者数が25又はその端数を増すごとに1名 以上配置していること。		
	・当該指定短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所		
	若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡 体制を確保していること。		
	・定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。		
	【看護体制加算(Ⅲ)】	はい・いいえ	
	・次の基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業		
	所については、1日につき以下の単位を所定単位数に加算しているか。		
	Ⅲ イ (入所定員が29人以下) 12単位		
	ロ (入所定員が30人以上50人以下) 6単位		
	【看護体制加算(Ⅲ)基準】 香港体地地第(I)の第字票(性な)港なったこと		
	・看護体制加算(I)の算定要件を満たすこと。 ・前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3		
	・ 前年度又は昇足口が属する月の前3月間の利用者の総数の26、要年護3		
	【看護体制加算(IV)】	はい・いいえ	l l

	 ・次の基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき以下の単位を所定単位数に加算しているか。 IV イ (入所定員が29人以下) 23単位 ロ (入所定員が30人以上50人以下) 13単位 【看護体制加算(IV)基準】 ・看護体制加算(II)の算定要件を満たすこと。 ・前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上であること。 			
_	・併設事業所にあっては、本体施設における看護職員の配置とは別に、必要な看護職員を配置しているか。 【留意事項】 加算(I)及び(II)を同時に算定することは可能。この場合、加算(I)において加算の対象となる常勤の看護師についても、加算(II)における看護職員の配置数の計算に含めることができる。			
13 夜勤職員配置加	・加算(Ⅲ)及び(Ⅳ)を同時に算定することは可能。 ・加算(Ⅰ)及び加算(Ⅲ)を同時に算定することは不可。 ・加算(Ⅱ)及び加算(Ⅲ)を同時に算定することは不可。 ・次の基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業	はいいいえ	居費別表8の注10	
算(I)(Ⅲ)(Ⅲ) (Ⅳ) (短期) 【届出: 有 · 無】 【算定: 有 · 無】	所については、1日につき13単位を所定単位数に加算しているか。 I (従来型)		施留第二の2(12)	
	【後勤職員配置加算(1・11)基準】 ・厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12 年2月10日厚生省告示第29号)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に1を加えた数(ただし、利用者の動向を検知できる見守り機器を、指定介護福祉サービスの利用者の数の15%以上設置しており、かつ、見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討が行われている場合には+0.9名分)以上の介護職員又は看護職員を配置していること。			
	【夜勤職員配置加算(Ⅲ・Ⅳ)基準】 ・夜勤職員配置加算 I・Ⅱ の基準に該当するものであること。 ・夜勤時間帯を通じて看護職員又はかく痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること(かく痰吸引等事業者として県の登録を受けているこ			
【届出: 有・無】	Ⅲ(従来型) 15単位 Ⅳ(ユニット型) 20単位 【夜勤職員配置加算(I・II)基準】 ・厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第29号)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に1を加えた数(ただし、利用者の動向を検知できる見守り機器を、指定介護福祉サービスの利用者の数の15%以上設置しており、かつ、見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討が行われている場合には+0.9名分)以上の介護職員又は看護職員を配置していること。 【夜勤職員配置加算(II・IV)基準】 ・夜勤職員配置加算 I・II の基準に該当するものであること。 ・夜勤時間帯を通じて看護職員又はかく痰吸引等の実施ができる介護職員			

	とを検知できるセンサー及び当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる機器であり、入所者の見守りに資するものである・「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は3月に1回以上行うこと。		
14 生活機能向上連携加算 (短期・予防短期) 【届出: 有 ・ 無 】 【算定: 有 ・ 無 】	 ・次の基準に適合しているものとして知事に届け出た施設の入所者に対して機能訓練を行った場合は、1月につき200単位を所定単位数に加算しているか。ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は1月につき100単位とする。 【生活機能向上連携加算 基準】 ・指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護者人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院。なお、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この加算において「理学療法士等」という。)が、当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)と共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 ・個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練計画の作成を行っていること。 ・個別機能訓練計画の進捗状況等について、3月ごとに1回以上、理学療法士等が指定短期入所生活介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要応じて訓練内容の見直し等を行うこと。 	はいいいえ	居費別表8の注5 居留第二の2(7) 予費別表6の注5 予留第二の7(6)
	・個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容が記載されているか。・目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定され、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標となっているか。	はいいいえはいいれえ	
	・各月における評価内容や目標の達成度合いについて、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、理学療法士等から必要な助言を得た上で、当該利用者のADL(寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等)及びIADL(調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等)の改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っているか。	はい・いいえ	

1		3.12 × 3 × 3 × 5	1
	・機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能か。	はい・いいえ	
15 認知症行動・心理症 状緊急対応加算 (短期・予防短期) 【算定: 有 ・ 無 】	・医師が、認知症の行動・心理状態が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護の利用が適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算した7日を限度として、1日につき200単位を加算しているか。	はいいいえ	居費別表8の注11 施留第二の2(13) 予費別表6の注8
	※「認知症の行動・心理症状」とは認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指すものである。		予留第二の7(10)
	※ 本加算は、7日を限度として算定するが、利用開始後8日目以降の(介護予防)短期入所生活介護の利用の継続を妨げるものではない。		
	・本人又は家族の同意を得ているか。	はい・いいえ	
	・医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定しているか。	はい・いいえ	
	・次に掲げる者が、直接、指定短期入所生活介護の利用を開始した場合に算定していないか。	はい・いいえ	
	① 病院又は診療所に入院中の者 ② 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の 者		
	③ 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者		
	・判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録しているか。	はい・いいえ	
16 若年性認知症利用 者受入加算	・次の基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき120単位を所定単位数に加算しているか。	はい・いいえ	居費別表8の注12 施留第二の2(14)
(短期・予防短期) 【届出: 有 ・ 無 】 【算定: 有 ・ 無 】	※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定できない。 ・受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、担当者を中 心に利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っていること。		予費別表6の注9 予留第二の7(11)
17 送迎加算 (短期・予防短期) 【算定: 有 ・ 無 】	・利用者の心身の状態、家族等の事情からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行う場合に、片道につき184単位を加算しているか。	はいいいえ	居費別表8の注13 予費別表6の注10
	* 送迎記録: (有 ・ 無) 内容: □ 利用者名 □ 送迎車と送迎員 □ 事業所発着時刻		
18 緊急短期入所受入 加算 (短期)	・別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行う こととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、当該指定短 期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う	はい・いいえ	居費別表8の注15 施留第二の2(17)

【算定: 有・無】	家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として、1日につき90単位を加算しているか。 【厚生労働大臣が定める者】 ・利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援事門員が緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者		
	・緊急利用者を受け入れたときに、当該緊急利用者のみ算定しているか。	はい・いいえ	
	・緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入後の対応などの事項を記録しているか。	はい・いいえ	
	・やむを得ない事情で算定対象期間が7日を超える場合は、利用者負担軽減に配慮する観点から、随時適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討しているか。	はい・いいえ	
	・認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合に算定していないか。	はい・いいえ	
19 連続した利用 (短期・予防短期)	・利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降について指定短期入所生活介護費を算定していないか。	はい・いいえ ・非該当	居費別表8の注17 予費別表6の注13
	平成30年6月1日時点(自己負担利用者含む) 短期入所 左記のうち、実態として30日を超えて利用 利用者数 人		
	・短期入所利用者に対し、連続する期間内に介護予防短期入所の利用実績がある場合は、その期間を含める取扱いとしているか。	•非該当	H24.4月関係Q&A(vol. 1)問98
20 長期利用者に対する 減算 (短期)	・連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所(指定居宅サービス基準第124条に掲げる設備及び備品を利用した指定短期入所生活介護以外のサービスによるものを含む。)している利用者に対して、指定短期入所生活介護を行った場合は、1日につき30単位を減算しているか。	101 11	居費別表8の注18 施留第二の2(19)
21 療養食加算 (短期・予防短期)	・次の基準に適合しているものとして知事に届け出し、療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として8単位を加算しているか。	はい・いいえ	居費別表8のハ 施留第二の2(15)
	・食事の提供が、管理栄養士又は栄養士によって管理されているか。		予費別表6のハ
【届出: 有 ・ 無 】 【算定: 有 ・ 無 】	・利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事が提供されているか。	はい・いいえ	予留第二の7の(12)
	 疾病治療の直接手段として、主治の医師が発行した食事せんに基づき提供される治療食及び特別な場合の検査食を対象にしているか。 □ 糖尿病食 □ 腎臓病食 □ 肝臓病食 □ 胃潰瘍食(流動食は除く。) □ 貧血食(※1) □ 膵臓病食 □ 脂質異常症食(※2) □ 痛風食 □ 特別な場合の検査食(潜血食等) □ 心臓疾患等の減塩食(※3) (※1) 対象となる入所者等は、血中ヘモグロビン濃度が10g/dl以下であり、そ 	はいいいえ	

	の原因が鉄分の欠乏に由来する者であること (※2) 対象となる入所者等は、空腹時定常状態において次のとおり ・LDL-コレステロール値が140mg/dl以上である者 ・HDL-コレステロール値が40mg/dl未満である者 ・血清中性脂肪値が150mg/dl以上である者 (※3) 心臓疾患等の減塩食は、総量6.0g未満の減塩食をいう (高血圧症に対する減塩食は算定不可)		
	・利用毎に食事せんが発行されているか。	はい・いいえ	
	・療養食加算の食事せんの交付費用を別途徴収していないか。(介護報酬に包含)	はい・いいえ	
	・食事せんには、次の内容が記載されているか。 ① 発行医師名 ② 対象となる疾病の名称 ③ 具体的な指示の内容 ④ 指示開始年月日	はいいいえ	
	・療養食の献立表が作成されているか。(療養食の献立表として通常の献立とは区分して作成・保存しているか。)	はい・いいえ	
	・定員利用・人員基準に適合しているか。	はい・いいえ	
22 認知症専門ケア加算 (I)(II) (短期・予防短期) 【届出: 有・無】 【算定: 有・無】	【認知症専門ケア加算(I)】 ・次の基準に適合しているものとして知事に届け出し、別に厚生労働大臣が定める者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合には、1日につき3単位を加算しているか。 【認知症専門ケア加算(I)基準】 ・当該施設における利用者の総数のうち日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。 ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ・当該施設において、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導にかかる会議を定期的に開催していること。 【別に厚生労働大臣が定める者】 ・日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、IV又はMに該当する入居者を指す。)	はいいいえ	居費別表8のホ 施留第二の2(18) 予費別表6のニ 予留第二の7(13)

	【認知症専門ケア加算(Ⅱ)】 ・次の基準に適合しているものとして知事に届け出し、別に厚生労働大臣が定める者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき4単位を加算しているか。 【認知症専門ケア加算(Ⅱ)基準】 ・認知症専門ケア加算(Ⅰ)の基準のいずれにも適合していること。 ・認知症介護指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ・当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。	はいいいえ	
	・認知症専門ケア加算(I)・(II)のいずれかを算定している場合には、その他の加算(I)・(II)を算定していないか。		
23 医療連携強化加算 (短期) 【算定: 有 ・無】	・以下の基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、1日につき58単位を加算しているか。 【厚生労働大臣が定める状態】 次のいずれかに該当する状態。 ・喀痰吸引を実施している状態 ・呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ・中心静脈注射を実施している状態 ・人工腎臓を実施している状態 ・重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ・人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 ・経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 ・縟瘡に対する治療を実施している状態 ・気管切開が行われている状態	はいいいえ	居費別表8の注9 施留第二の2(11)
	・看護体制加算(Ⅱ)又は(IV)を算定しているか。	はい・いいえ	
	・利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っているか。※ 看護職員による定期的な巡視とは、おおむね1日に3回以上の頻度で当該利用者のもとを訪れてバイタルサインや状態変化の有無を確認するもの。	はい・いいえ	
	・主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っているか。	はい・いいえ	
	・急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ているか。また、当該同	はい・いいえ	

	意については文書で記録しているか。		
	・在宅中重度者受入加算を算定している場合に、算定していないか。	はい・いいえ	
24 在宅中重度者受入 加算 (短期)	・指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護 を行う訪問看護事業所に利用者の健康上の管理等行わせた場合に、1日につき 次に掲げる区分に応じて、それぞれ所定単位数を加算しているか。	はい・いいえ	居費別表8の二 施留第二の2(16)
【算定: 有・無】	イ 看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定している場合(看護体制加算(Ⅱ)又は (Ⅳ)を算定していない場合に限る) ・・・421単位		
	ロ 看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している場合(看護体制加算(Ⅰ)又は (Ⅲ)を算定していない場合に限る) ・・・417単位		
	ハ 看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)及び(Ⅱ)又は(Ⅳ)をいずれもを算定している場合 ・・・413単位		
	ニ 看護体制加算を算定しない場合 ・・・425単位		
	・健康上の管理等に関する医師の指示は、指定短期入所生活介護事業所の配置 医師が行っているか。	はい・いいえ	
	あらかじめ居宅サービス計画に位置づけているか。※初めて行う場合には、サービス担当者会議の開催等によりサービス内容や連携体制等についてよく打ち合わせを行った上で実施することが望ましい。	はい・いいえ	
	・当該利用者に関する必要な情報を主治医、訪問看護事業所、サービス担当者会 議、居宅介護支援事業所等を通じてあらかじめ入手し適切なサービスを行うよう努 めているか。	はい・いいえ	
	・当該指定短期入所生活介護事業所は、在宅中重度者受入加算に係る業務について訪問看護事業所と委託契約を締結し、利用者の健康上の管理等に必要な費用を訪問看護事業所に支払っているか。	はい・いいえ	
	・健康上の管理等の実施上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は短期入所生活介護事業所が負担しているか。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。 (「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号)参照)	はいいいえ	
25 サービス提供体制強 化加算 (I)(II)(III)	【サービス提供体制強化加算(I)イ】 ・次の基準に適合しているものとして知事に届け出し、利用者に対してサービスを行った場合には、1日につき18単位を所定単位数に加算しているか。	はい・いいえ	居費別表8のへ 施留第二の2(20)
(短期・予防短期)	【サービス提供体制強化加算(I)イ基準】 ・ 当該施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。		予費別表6のホ 予留第二の7(14)
【届出: 有 ・無】 【算定: 有 ・無】	・利用定員、人員基準に適合していること。		7 留 第二 の 7 (14) [準用 第二 の 2 (7) ④ ⑤ ⑥]
	【サービス提供体制強化加算(Ⅰ)口】	はい・いいえ]

・次の基準に適合しているものとして知事に届け出し、入所者又は利用者に対してサービスを行った場合には、1日につき12単位を所定単位数に加算しているか。 【サービス提供体制強化加算(I)ロ基準】 ・ 当該施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 ・利用定員、人員基準に適合していること。	
【サービス提供体制強化加算(Ⅱ)】 ・次の基準に適合しているものとして知事に届け出し、利用者に対してサービスを行った場合には、1日につき6単位を所定単位数に加算しているか。 【サービス提供体制強化加算(Ⅱ)基準】 ・当該事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 ・利用定員、人員基準に適合していること。	はい・いいえ
【サービス提供体制強化加算(Ⅲ)】 ・次の基準に適合しているものとして知事に届け出し、利用者に対してサービスを行った場合には、1日につき6単位を所定単位数に加算しているか。 【サービス提供体制強化加算(Ⅲ)基準】 ・当該事業所のサービスを入所者又は利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であるこ・利用定員、人員基準に適合していること。	はい・いいえ
・サービス提供体制強化加算(I)・(II)・(III)のいずれかを算定している場合には、その他の加算(I)・(III)・(III)を算定していないか。 【参考】 ① 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算法により算出した前年度(3月を除く)の平均値を用いる。 ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方により算出した平均を用いる。	はい・いいえ
 ② 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。 ③ ①ただし書きの場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならず、その割合については毎月記録しておく。 ④ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数とする。 ⑤ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等において 	

	サービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。		
	⑥ 当該事業所のサービスを利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員をいう。		
26 介護職員処遇改善加算(I)~(V) (短期・予防短期) 【届出: 有・無】 【算定: 有・無】	・次の基準に適合しているものとして知事に届け出た事業所が利用者に対して、サービス提供を行った場合に、下記の区分に応じて加算しているか。イ 介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の83/1000に相当する単位数 介護職員処遇改善加算(III) 所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の60/1000に相当する単位数 介護職員処遇改善加算(III) 所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の33/1000に相当する単位数 介護職員処遇改善加算(IV) 小により算定した単位数の90/100に相当する単位数 介護職員処遇改善加算(V) 小により算定した単位数の80/100に相当する単位数 「厚生労働大臣が定める基準 「ア生労働大臣が定める基準 「不 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げるいずれにも適合すること。 (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。) に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (2) 当該事業所において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画にかかる実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。(4) 当該事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。(5) 算定目が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。(6) 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。	はいいいえ	居費別表8のト施留第二の2(21) 予費別表6のへ 予留第二の7(15)

- (二)(一)の要件について書面を持って作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (三)介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に かかる研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- (四)(三)について、全ての介護職員に周知していること。
- (五)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定 の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
- (六) (五) の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成27年4月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。

口 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。
- (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - b aの要件について書面を持って作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (二)次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画 にかかる研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。
- (3) 平成20年10月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。

ニ 介護職員処遇改善加算(IV)

イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、ハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算(V)

イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

	・介護職員処遇改善加算 $(I)\sim(V)$ のいずれかを算定している場合に、その他の介護職員処遇改善加算 $(I)\sim(V)$ を算定していないか。	はいいいえ	
27 関係施設間相互の 入退所 (短期・予防短期)	・同一敷地内における短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設又は介護保険施設(以下「介護保険施設等」という)の間で、又は隣接若しくは近接し相互に職員の兼務や施設の共用が行われている介護保険施設等の間で入退所がある場合、退所日は算定していないか。(入所日のみ算定可)	はい・いいえ ・非該当	施留第二の1(2)
	・同一敷地内にある病院若しくは診療所の医療保険適用病床又は隣接若しくは近接し相互に職員の兼務や施設の共用がある病院若しくは診療所の医療保険適用病床との間の入退所の場合(同一医療機関内の転棟の場合を含む)は、入退所日ともに算定していないか。	はいいた ・非該当	